



2026年5月14日

各 位

会社名 株式会社フレクト
代表者名 代表取締役CEO 黒川 幸治
(コード番号: 4414 東証グロース)
問い合わせ先 執行役員ファイナンス& 河田 紘史
アカウンティング本部長
CFO

TEL. 03-5159-2090

株式報酬制度（役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託）の改定について

当社は、本日開催の取締役会において、2024年8月22日に設定した株式報酬制度である役員報酬BIP信託（以下、「BIP信託」という。）について、信託期間の延長を決議いたしました。また、監査等委員でない取締役については業績連動型への移行に関する議案を、2026年6月開催予定の第21回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議し、監査等委員である取締役については、上限株数の引き上げに関する議案を本株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、2024年8月22日に設定した株式付与ESOP信託（以下、「ESOP信託」という。）についても、信託期間の延長及び業績連動型への変更を本日開催の取締役会において決議いたしました。

記

1. 改定の概要

(1) 改定の目的

当社は、監査等委員でない取締役、執行役員及び管理職従業員（以下、「業績連動型株式報酬対象者」という。）の中長期的な企業価値向上への貢献意識をより一層高めるとともに、株主との利益意識の共有を強化するため、BIP信託及びESOP信託の制度内容を現行の固定ポイント型から、毎年の業績条件等の達成状況に連動して株式付与数が変動する業績連動型へと移行します。また、執行役員及び管理職従業員を対象とするESOP信託については、その対象となる管理職従業員の範囲を拡大することで、全社的な企業価値向上への参画意識を高めます。一方、監査等委員である取締役については、従来どおり役位等に応じた付与を継続しますが、直近の経済状況等を勘案し、上限株数を引き上げます。あわせて、2026年8月末日に満了する現行の信託期間を2年間延長し、引き続きBIP信託及びESOP信託を継続的に実施します。

(2) 改定内容の概要

改定内容は以下のとおりです。

① 信託期間の延長

現行の信託期間（2024年8月22日～2026年8月31日）の満了後、さらに2年間延長し、新たな信託期間を2026年8月（予定）から2028年8月末日（予定）とします。

② 業績連動型への改定（監査等委員である取締役を除く）

延長後の信託期間においては、業績連動型株式報酬対象者について、毎事業年度における業績条件等の達成状況に連動して当社株式等の付与数を変動させる業績連動型に移行します。業績条件等の具体的な指標・目標値・評価方法は、取締役会において別途定めます。

③ 監査等委員である取締役の上限株数引き上げ

監査等委員である取締役については、従来どおり役位等に応じた付与を継続しますが、直近の経済状況等を勘案し、上限株数を引き上げます。

(3) B I P信託の改定に係る株主総会付議

上記のとおり、B I P信託の業績連動型への移行及び監査等委員である取締役の上限株数引き上げに関連し、その額及び内容に関する議案を本株主総会に付議いたします。本株主総会において、延長後の信託期間に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して交付する株式の上限数その他必要な事項の承認を求めます。本株主総会において承認が得られた場合に限り、B I P信託の業績連動型への移行、上限株数の引き上げ等の改定を行います。

2. B I P信託の改定内容

(1) 延長後の信託期間

延長後の信託期間は、2026年8月（予定）から2028年8月末日（予定）までの約2年間とします。なお、信託期間の延長にあたっては、既存のB I P信託について信託契約の改定及び追加信託を行います。

(2) 業績連動型への移行（監査等委員である取締役を除く）

延長後の信託期間においては、監査等委員でない取締役を対象に、毎事業年度における当社の業績条件等の達成状況に連動して、基準付与ポイントに対する乗率（0%から200%の範囲内）を決定し、実際に付与するポイント数（交付する株式数）を変動させます。

業績条件等の具体的な指標、目標値及び評価方法については、取締役会において別途定めます。

(3) 延長後の信託金の上限額及び交付する株式の上限数

延長後の信託期間においてB I P信託に拠出する信託金の合計額及び取締役等に交付する株式の総数は、本株主総会決議における承認を条件として、以下の上限に服するものとします。

区分	信託金の上限額	交付する株式の上限数	付与条件
取締役（監査等委員である取締役を除く）	70百万円 （2事業年度分）	73,000株 （2事業年度分）	業績連動型 （0%～200%）
監査等委員である取締役	7百万円 （2事業年度分）	7,300株 （2事業年度分）	固定型（従来どおり）

（注1）取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式の上限数は、業績連動係数200%（上限）に相当する最大値です。業績連動係数100%（標準）の場合は、36,500株が2事業年度の付与上限となります。

（注2）監査等委員である取締役については、業績連動型の対象外であり、従来どおり役位等に応じた付与を継続します。

(4) B I P信託による当社株式の取得方法

B I P信託による当社株式の取得は、上記（3）の株式取得資金及び交付株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分または新株式発行）から取得を予定しています。

(5) その他の条件

上記以外の主要な条件（対象者（受益者要件）、取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期、譲渡制限期間、クローバック制度、B I P信託内の当社株式に関する議決権の不行使等）は、現行制度と同様とします。

（ご参考）【B I P信託契約の改定後の主要内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与

委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託期間	2026年8月（予定）～2028年8月末日（予定）
制度開始時期	2026年9月（予定）
議決権行使	行使しない
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限額	監査等委員でない取締役 70百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む） 監査等委員である取締役 7百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む）
株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分または新株式発行）より取得
帰属権利者	当社

3. E S O P信託の改定内容

（1）延長後の信託期間

延長後の信託期間は、2026年8月（予定）から2028年8月末日（予定）までの約2年間とします。なお、信託期間の延長にあたっては、既存のE S O P信託について信託契約の改定及び追加信託を行います。E S O P信託の改定については、取締役会の決議により実施します。

（2）業績連動型への移行

B I P信託と同様に、延長後の信託期間においては、毎事業年度における当社の業績条件等の達成状況に連動して、当社株式等の付与数を変動させる業績連動型に移行します。業績条件等の具体的な指標・目標値・評価方法は、取締役会において別途定めます。

（3）E S O P信託による当社株式の取得方法

E S O P信託による当社株式の取得は、株式市場または当社（自己株式処分または新株式発行）から取得を予定しています。

（4）その他の条件

上記以外の主要な条件は、現行制度と同等のものとします。なお、信託期間中の議決権行使については、信託管理人の指図に従い受託者が行います。

（ご参考）【E S O P信託契約の改定後の主要内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	執行役員及び管理職従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社執行役員及び管理職従業員のうち受益者要件を充足する者

信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託期間	2026年8月（予定）～2028年8月末日（予定）
制度開始時期	2026年9月（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	未定 ※改めて当社で決定の上、開示予定
株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分または新株式発行）より取得
帰属権利者	当社

以 上